

いばらき

IBARAKI KOYOU NEWS

第348号

# 雇用ニュース

4

2011



「六地藏寺の桜（水戸市）」いばらきフォトダウンロード

## 震災被災者対象求人受付中！

### おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢 .....	2
「ハローワークサービス憲章」を策定しました！ .....	3
被災された事業主の方へ(特例措置のご案内) .....	4～5
実習型雇用支援事業のご案内(助成金のご案内) .....	6～7
茨城県雇用関係主要指標 .....	8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

# 有効求人倍率0.61「雇用情勢は、厳しい状況下にあるものの、ゆるやかに持ち直しの動きが見られる」

有効求人数（原数値）は10か月連続の増加

## 1 概況

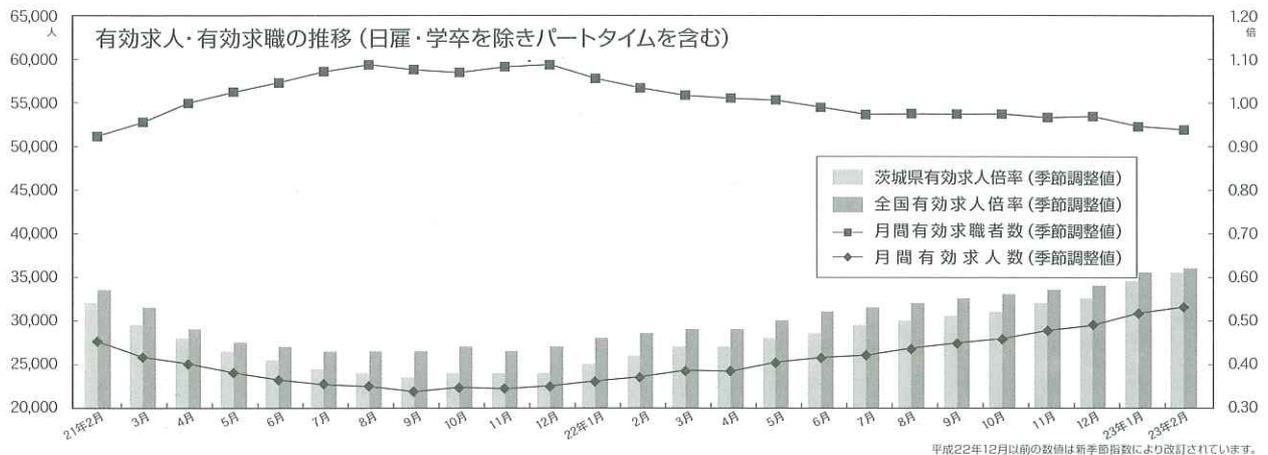
2月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は13,336人で前年同月に比較して33.1%増と12か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同36.5%増で14か月連続で増加しました。

新規求職者数は13,308人と同1.2%の減少となりました。雇用形態別に見ると、一般は同2.3%の減少となり、パートタイムは同1.9%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者では、若年求職者（34歳以下）が増加し、高齢求職者（60歳以上）は減少となりました。

有効求人数（原数値）は32,273人で、前年同月比で33.7%増と10か月連続で増加となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は49,640人（同8.1%減）と10か月連続の減少となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.61倍（季節調整値）と前月を0.02ポイント上回りました。なお、原数値は0.65倍と前年同月比で0.20ポイント上回りました。



## 2 新規求人の動き

新規求人数は13,336人となり、前年同月比で33.1%の増加となりました。

産業別にみると、医療・福祉（同52.7%増）、建設業（同44.2%増）、製造業（同36.5%増）、運輸・郵便業（同32.5%増）、卸売・小売業（同31.0%増）、サービス業（同28.3%増）、情報通信業（同27.8%増）、その他の産業（同25.7%増）、学術研究、専門・技術サービス業（同14.7%増）、生活関連サービス・娯楽業（同11.0%増）、宿泊・飲食サービス業（同7.8%増）で増加しました。

規模別に見ると新規求人数の約半数（50.8%）を占める29人以下（同28.4%増）、500人以上（同62.7%増）、100～299人（同41.0%増）、30～99人（同36.9%増）、300～499人（同17.3%増）とすべての規模で増加しました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比44.7%増と12か月連続で増加し、パートタイムでも同15.8%の増加となりました。

## 3 新規求職の動き

新規求職者数は13,308人となり、前年同月比で1.2%の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般が73.0%（前年同月73.8%）と0.8ポイント下回り、求職者数でも前年同月比で2.3%の減少となりました。

一方、パートタイムは27.0%（前年同月26.2%）と0.8ポイント上回り、求職者数でも同1.9%の増加となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は44.0%となり、前年同月（41.9%）を2.1ポイント上回った。若年求職者数では前年同月比で3.7%の増加となりました。

同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は10.9%で、前年同月（11.2%）と0.3ポイント上回り、高齢求職者数では前年同月比3.9%の減少となりました。

## 4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は2,285件で、前年同月に比較し12.2%減と15か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は17.2%と、前年同月（19.3%）を2.1ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は10,464人と、前年同月比で23.3%減少（12か月連続の減少）となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は606人で、割合で9.0%（前年同月16.3%）となり、事業主都合離職者数では同44.8%減少となりました。

# 「ハローワークサービス憲章」を策定しました!

厚生労働省はこのほど、公共職業安定所（ハローワーク）の窓口サービスの基本方針などをまとめた「ハローワークサービス憲章」を策定しました。

失業率が依然として高い水準で推移する中、職業紹介や雇用保険などの公共雇用サービスを担うハローワークの役割は以前に増して重大になっていると認識しています。

こうした背景を受け、サービス憲章の策定をきっかけに職員一人ひとりが窓口サービスの基本を再確認し、利用者の多様なニーズに応えるよう今まで以上に取り組んで、満足度の高い窓口サービスを提供していく決意を表しました。

憲章は次のような構成になっています。

## ハローワークの役割

「ハローワークは仕事に対する  
安心をつくる場です」

## サービスの基本姿勢

「私たちは懇切・公正・迅速な対応で、  
ご利用の皆さまの安心と信頼を獲得します」

「私たちは、より多くの皆さまの満足と  
笑顔に出会うため、たゆまず努力します」

## 窓口サービスの基本方針

「仕事をお探しの方の就職の可能性を広げるため、  
一人ひとりに最適なサービスを提供します」

など 10 箇条

### ハローワークサービス憲章

懇切・公正・迅速

I ハローワークは仕事に対する安心をつくる場です。

私たちは、働く方が安定した職業生活を送ることができ、また、事業主が必要な人材を採用できるようにすることで、皆さまの幸福と経済・社会の発展に貢献することを目指します。

そのため、これまで積み重ねてきた経験、皆さまからいただいた幅広い情報、行政としての各種施策をフルに活用して、仕事に動くための支援を行い、仕事を探す方と人材を求める事業主を結びつけます。

II 私たちは懇切・公正・迅速な対応で、ご利用の皆さまの安心と信頼を獲得します。

#### 窓口サービスの基本方針

1. 皆さまの立場に立ち、親身になって対応します。
2. 皆さまのご希望に応じたサービスを的確にご案内し、各種の制度をわかりやすく説明します。
3. 仕事をお探しの方の就職の可能性を広げるため、一人ひとりに最適なサービスを提供します。
4. 仕事をお探しの方が何にお困りか気を配り、関係機関と協力し、仕事と生活の両面から支援します。
5. 仕事をお探しの方のニーズに応じた求人確保に努めます。
6. 事業主の方が必要とする人材を早期に確保するため、それぞれの求人を充足させるサービスを提供します。
7. 仕事をお探しの方と事業主の方から信頼される公正な職業紹介を行います。
8. できるだけお待たせしないようにします。やむをえず長くお待たせするときは、待ち時間の目安のお知らせや待ち時間を活用したサービスを工夫します。
9. 皆さまのご意見、ご要望をサービス改善につなげます。
10. 皆さまの情報の管理には細心の注意を払います。

III 私たちは、より多くの皆さまの満足と笑顔に出会うため、たゆまず努力します。



厚生労働省  
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE

今後、この憲章をハローワーク庁舎内や厚生労働省ホームページなどに掲示し、窓口サービスの向上に取り組んでいきます。

# 被災された事業主の方へ

## ～ 東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内 ～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

### 労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。

被災者の方々に配慮した求人のお申込みをお願いいたします。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

### 災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1. 事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払などについてQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyy.pdf>) にも掲載しています。

2. 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成(中小企業の場合、原則手当の8割を助成)を受けることができます。青森、岩手、宮城、福島、茨城のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、受給しやすいよう要件の緩和もしていますので、ご活用ください。

※リーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/a09-1a.pdf>) やQ&A

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html>) も用意していますので、ご活用ください。

3. 事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金(休業手当を含む)を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

## 各種助成金の支給申請

ハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。

※詳しくはこちらのリーフレット

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110317-1.pdf>) をご覧ください。

## 労働保険料、社会保険料などの納付期限延長・猶予

労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限の延長・猶予を行います。

※新たな納付期限は、後日お知らせします。

## 中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の据置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種（建設業・清酒製造業・林業）退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構（電話 03-3436-0151）にお問い合わせいただくか、

(独)勤労者退職金共済機構ホームページ（<http://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。

## キャリア形成促進助成金

被災地域等の事業主が被災前から開始していた職業訓練に対するキャリア形成促進助成金について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費、賃金などは助成の対象となります。

※詳しくは、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

## 認定職業訓練助成事業費補助金

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県）の事業主が被災前から開始していた認定職業訓練の運営費について、被災により訓練が中止や中断された場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費は補助の対象となります。

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する県庁にお問い合わせください。

---

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。  
厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でも関連の情報をお伝えしています。

---



厚生労働省・都道府県労働局  
労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

# 事業主の皆さまへ

## ～ 実習型雇用支援事業のご案内 ～

東日本大震災等に伴う被災地域県内においては、基金訓練修了者以外の方でも、被災された方<sup>(※)</sup>を対象として実習型雇用が可能となります。

### 実習型雇用とは

未経験分野等への再就職を希望している求職者の方を対象に、希望する分野の企業と原則6か月間の有期雇用契約を結び、その期間を実習型雇用期間とし、技能及び経験を有する指導者のもとで指導を受けながら実習や座学などを通じて必要な技能や知識を身につけ、その後の正規雇用へとつなげるものです。

実習型雇用やその後の正規雇用による雇入れ等に対しては、助成金が支給されます。

### 実習型雇用支援事業の対象となる事業主

対象県 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

..... 以下のいずれにも該当する事業主の方が対象となります。 .....

- 上記対象県内の事業所において実習型雇用を実施する事業主の方
- ハローワークにおいて実習型雇用として受け入れるための求人登録をしている事業主の方
- 受け入れる求職者を実習型雇用終了後に正規雇用として雇い入れることを前提としている事業主の方

※企業規模や業種などの要件はありません。

(※)なお、事業主の方に受け入れていただく求職者は、基金訓練修了者、又は以下の①又は②に該当する方で、

- ① 上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に平成23年3月11日時点において居住していた方
- ② 上記対象県のうち、災害救助法適用市町村に所在する事業所に雇用されていた方で、東日本大震災等による被害により離職を余儀なくされた方

..... 以下の①から④のいずれにも該当する方が対象となります。 .....

- ① 希望する職種等に係る分野について、職務経験がない方
- ② 過去一定期間、当該事業主に雇われていたことがない方
- ③ すでに職業紹介以前から当該事業主との間で雇用予約がなされていない方
- ④ 実習型雇用開始時に65歳以上である場合、原則として雇用保険受給資格者又は被保険者資格の喪失日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6か月以上あった方等

(23.4)①

## 助成金の支給内容

### A 実習型試行雇用奨励金

実習型雇用により求職者を受け入れた場合

月額 **10**万円

※実習型試行雇用奨励金は、対象者1人につき、雇い入れた日から1か月単位で最長6か月まで支給されます。

### B 正規雇用奨励金

実習型雇用終了後に常用雇用として雇い入れた場合

**100**万円

※正規雇用奨励金は、常用雇用後6か月の定着と、さらにその後6か月の定着を要件とし、それぞれ50万円ずつ2回の時期に分けて支給されます。

## 実習型雇用の流れ

### 1 ハローワークでの職業紹介

- ハローワークに実習型雇用の求人登録をしていただき、ハローワークにおいて、対象者に個別にマッチングを行います。マッチングが成立すれば実習型雇用のために原則6か月<sup>(※)</sup>の有期雇用契約を締結していただきます。

※事業主と対象者との合意により、4か月又は5か月の期間を設定できますが、3か月以下や6か月を超えることはできません。

### 2 実習計画書の策定及び提出

- 実習型雇用の実施に当たっては、実習型雇用開始後2週間以内に、実習型雇用期間中の労働条件、常用雇用に移行するための要件、実習等の内容等を記載した実習型雇用実施計画書（その1・その2）について対象者と十分に話し合い、同意を得た上で、職業紹介を行ったハローワークに提出していただきます。

### 3 実習、座学等の実施

- 技能及び経験を有する指導者のもとで実習、座学等を実施<sup>(※)</sup>します。

※途中で常用雇用に移行する場合であっても、3か月を超える実習等を実施する必要があります。

### 4 実習型雇用終了

- 実習型雇用を終了した日の翌日から起算して1か月以内に、実習型試行雇用奨励金について、管轄ハローワーク<sup>(※)</sup>を経由して、都道府県労働局に支給申請を行います。

※雇用保険適用事業所を単位とし、実習型雇用を実施した事業所を管轄するハローワーク

### 5 正規雇用

- 6か月定着後、1か月以内に、第1期正規雇用奨励金（50万円）について、管轄ハローワークを経由して、都道府県労働局に支給申請し、さらに6か月定着後、1か月以内に、第2期正規雇用奨励金（50万円）について同様に支給申請を行います。

助成金の支給にはその他にも一定の要件がありますので、詳しくは茨城労働局職業安定課(029-224-6218)又は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

## 茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
19年度月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
21年 4月	9,848	2,005	7,758	18,433	7,252	2,690	25,207	59,937	3,368	16,346
5	8,052	1,568	6,397	13,219	5,381	1,587	22,614	59,931	2,906	19,504
6	9,210	1,781	7,314	13,979	5,765	1,535	22,139	60,929	3,314	20,349
7	9,242	1,974	7,214	13,180	5,434	1,438	21,764	60,609	3,363	20,398
8	8,595	1,865	6,650	11,816	4,938	1,289	21,519	59,108	2,968	19,748
9	9,793	2,232	7,472	13,110	5,394	1,351	22,851	57,898	3,500	18,594
10	10,256	2,446	7,755	14,116	5,554	1,646	23,803	58,197	3,686	17,199
11	8,774	2,187	6,509	11,148	4,565	1,273	23,106	55,877	3,416	16,199
12	8,305	1,779	6,467	9,823	3,824	1,197	21,956	51,965	2,998	15,108
22年 1月	9,846	2,127	7,635	14,113	5,792	1,660	22,412	52,728	3,023	14,423
2	10,020	2,196	7,775	13,470	5,646	1,513	24,137	54,021	3,352	13,634
3	10,928	2,181	8,661	15,802	6,786	1,808	25,951	58,115	4,669	13,529
22年 4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687
5	9,214	2,089	7,042	13,287	5,448	1,559	23,722	59,105	3,379	13,406
6	9,956	2,449	7,404	13,686	5,590	1,535	24,505	57,813	3,901	13,949
7	10,532	2,688	7,710	12,307	5,030	1,524	24,722	55,242	3,797	13,661
8	10,807	2,599	8,125	12,352	5,005	1,336	26,082	53,902	3,508	14,032
9	11,888	2,932	8,817	13,425	5,265	1,435	28,424	53,281	3,909	13,320
10	12,131	2,958	9,044	12,930	5,249	1,573	29,540	52,948	3,966	12,396
11	11,779	2,176	9,525	11,235	4,516	1,348	30,417	50,929	3,644	12,117
12	10,263	2,528	7,608	9,306	3,647	1,133	28,649	46,733	3,139	11,429
23年 1月	12,472	2,874	9,499	13,625	5,680	1,635	29,983	47,726	2,878	10,928
2	13,336	3,036	10,206	13,308	5,854	1,454	32,273	49,640	3,421	10,464
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
19年度月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲ 12.8	▲ 15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275	4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲ 19.4	▲ 17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	43.7	343	5.2
21年 4月	0.70	0.78	0.46	0.48	▲ 24.6	▲ 26.5	39.0	28.8	1.9	0.8	100.9	76.3	346	5.0
5	0.67	0.76	0.43	0.45	▲ 34.2	▲ 34.5	23.1	14.8	▲ 7.7	▲ 6.6	109.7	70.3	347	5.1
6	0.71	0.78	0.41	0.44	▲ 20.1	▲ 22.3	34.6	29.8	4.2	8.6	111.0	78.1	348	5.3
7	0.66	0.77	0.39	0.43	▲ 29.6	▲ 23.4	29.7	23.1	3.1	8.5	95.8	64.8	359	5.6
8	0.68	0.77	0.38	0.43	▲ 26.9	▲ 24.2	32.6	22.5	8.9	16.5	91.2	60.0	361	5.4
9	0.66	0.78	0.37	0.43	▲ 25.7	▲ 20.8	16.6	12.9	2.6	7.9	80.4	50.2	363	5.3
10	0.69	0.79	0.38	0.44	▲ 17.3	▲ 18.8	24.7	13.2	4.5	8.9	69.9	43.2	344	5.2
11	0.66	0.78	0.38	0.43	▲ 22.1	▲ 13.8	21.6	18.2	20.3	20.8	69.9	43.1	331	5.3
12	0.69	0.81	0.37	0.44	▲ 19.3	▲ 17.4	2.0	▲ 0.1	16.1	18.3	50.5	30.7	317	5.2
22年 1月	0.72	0.82	0.40	0.46	▲ 11.8	▲ 13.4	▲ 5.0	▲ 6.6	11.7	6.6	36.4	18.1	323	4.9
2	0.76	0.83	0.42	0.47	▲ 7.3	▲ 2.1	▲ 8.2	▲ 7.9	11.3	4.7	11.4	1.4	324	4.9
3	0.76	0.84	0.44	0.48	6.7	7.3	1.9	1.1	26.7	13.8	▲ 6.2	▲ 12.3	350	5.0
22年 4月	0.76	0.86	0.44	0.48	3.4	5.7	▲ 5.8	▲ 4.3	18.8	13.9	▲ 22.4	▲ 23.1	356	5.1
5	0.79	0.85	0.46	0.50	14.4	12.3	0.5	1.7	16.3	14.2	▲ 31.3	▲ 28.7	347	5.2
6	0.77	0.88	0.47	0.52	8.1	12.8	▲ 2.1	▲ 1.8	17.7	9.3	▲ 31.5	▲ 28.4	344	5.3
7	0.80	0.88	0.49	0.53	14.0	9.3	▲ 6.6	▲ 5.4	12.9	5.3	▲ 33.0	▲ 28.0	331	5.2
8	0.80	0.90	0.50	0.54	25.7	19.0	4.5	4.4	18.2	7.7	▲ 28.9	▲ 24.2	337	5.1
9	0.82	0.92	0.51	0.55	21.4	17.3	2.4	2.8	11.7	7.8	▲ 28.4	▲ 23.8	340	5.0
10	0.87	0.95	0.52	0.56	18.1	13.9	▲ 8.4	▲ 6.0	7.6	0.9	▲ 27.9	▲ 23.9	334	5.1
11	0.91	0.97	0.54	0.57	34.2	22.6	0.8	3.3	6.7	6.1	▲ 25.2	▲ 20.0	318	5.1
12	0.91	0.99	0.55	0.58	23.6	15.8	▲ 5.3	▲ 5.8	4.7	0.3	▲ 24.4	▲ 20.7	298	4.9
23年 1月	0.94	1.02	0.59	0.61	26.7	18.8	▲ 3.5	▲ 5.0	▲ 4.8	▲ 0.8	▲ 24.2	▲ 19.4	309	4.9
2	1.03	0.99	0.61	0.62	33.1	22.9	▲ 1.2	2.7	2.1	0.9	▲ 23.3	▲ 19.0	300	4.6
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。  
 2. 新規求職申込件数のうち高齢者層は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用)  
 3. ▲印は減少を示す。 4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 5. 平成21年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。